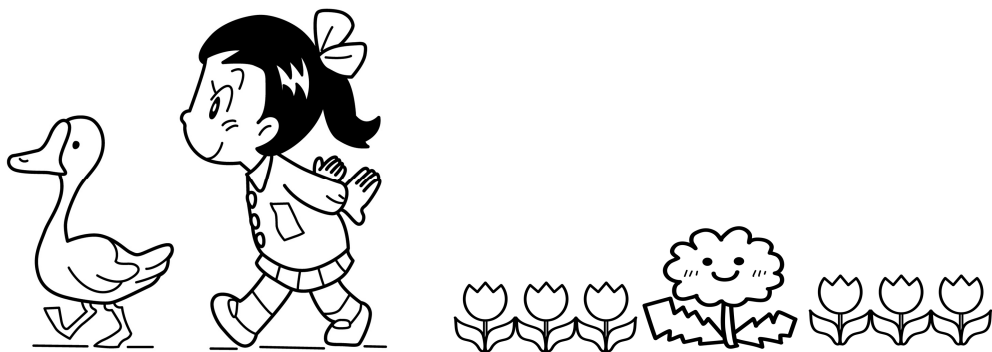




令和8年度

～久御山学園～

こども園入園の手引き



久御山町 民生部 子育て支援課
〒613-8585 久御山町島田ミスノ 38 番地
TEL 075-631-9904/0774-45-3905

久御山町の保育・教育

本町では、乳幼児期から義務教育終了までの15年間（0歳～15歳）を見通した保育・教育の充実をめざすため、「久御山学園」として園小中一貫教育を実施し、将来の久御山町を担う子どもたちを町ぐるみで育てるさまざまな取組みをすすめています。

久御山学園で育てたい力

めざす子ども像を「人生を開拓しようとする子」として、学力の基盤となる「言語力」と、たくましくしなやかに生きる力の基盤となる「自己指導能力」の育成に努めています。さらに、それらの力の向上を下支えするために、積極性や自尊心など数値で図ることが難しいとされている非認知能力の育成にも力を注いでいます。

言語力・・・自らの考えを深め、他者とコミュニケーションを行うために
言語を運用するのに必要な力

自己指導能力・・・「生きる力」の基盤となるその時、その場で、どのような行動
が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力

久御山町の就学前教育とは

本町では、就学前教育の充実を図るため平成30年度から保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ「認定こども園」として新たに出発をしました。認定こども園では、すべての子どもに良質な環境を保障し、「遊び」を通して、小学校での「学び」の基礎となる力が身につくよう、保育・教育活動を進めています。

乳・幼児期は、心身や基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児の自発的な活動である「遊び」を通した「学び」を大切にしています。

幼児期の遊びの中の「学び」とは、小学校での教科学習の「学び」とは違い、主体的な活動を通して育む感性や学力の基礎となる「生活する力」「人とのかかわる力」「学びに向かう力」のことです。

つまり、遊びの中で、人として生涯「学び続ける力」の土台を築こうとしています。

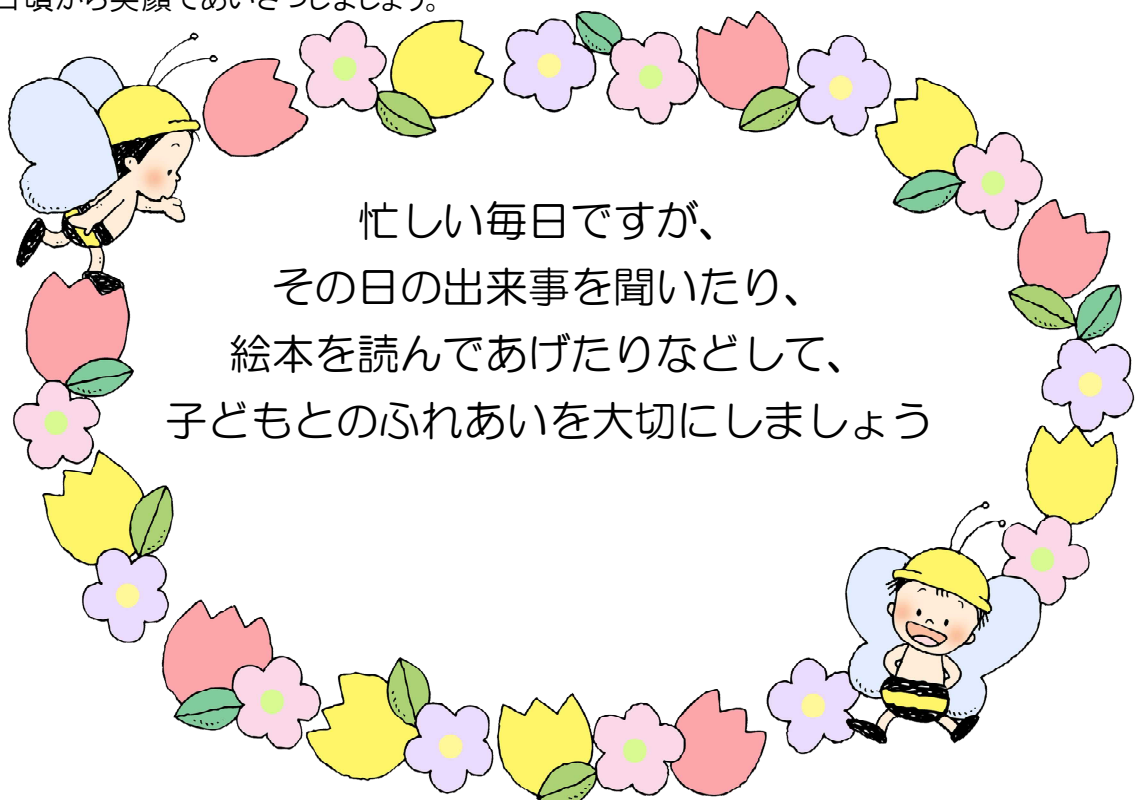
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿・育てたい力を明確にし、「遊び」と「学び」を切り離すことなく、子どもたちの「遊び」が広がり深まる中で「もっと知りたい」「もっとやってみたい」という気持ちが自然とわき起こる、そういった保育・教育を行っています

久御山町立認定こども園施設一覧

認定こども園名	所在地	定員
みまきこども園	相島曾根東 10 番地 Tel075-631-4531	138 人
さやまこども園	佐古田中 2 番地 Tel0774-43-8644	261 人
とうずみこども園	佐古清水 96 番地 2 Tel0774-44-4966	241 人

一日の生活がスムーズに送れるように

1. 洗顔、歯みがきをする習慣をつけましょう。
2. 毎日、必ず朝食を食べてから登園しましょう。
3. 排便をすませて登園できるよう習慣づけましょう。
4. 睡眠を十分にとって、早寝・早起きを心がけ、毎日の生活リズムを整えましょう。
5. 家に帰ったら、手洗い・うがいを、食事の前、排泄後には手洗いの習慣をつけましょう。
6. 爪は短く切りましょう。
7. 毎日入浴して、身体や衣類を清潔にしましょう。
8. 日頃から笑顔であいさつしましょう。



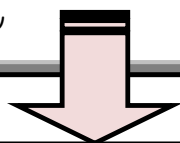
教育・保育給付認定

町立認定こども園の利用を希望する方は、下表の区分に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定申請書を入園申込書等必要書類と併せて提出してください。
※2号・3号認定の有効期間については、保育を必要とする事由等により異なります。

次のように区分します。

認定区分	対象児童
教育標準時間認定 (1号認定)	保育を必要としない(在宅で保育が可能)満3歳以上のお子さん
保育認定 (2号認定)	保育を必要とする(保護者の就労など)満3歳以上のお子さん
保育認定 (3号認定)	保育を必要とする(保護者の就労など)満3歳未満のお子さん



2号・3号認定を受ける方は、保護者が就労している等の条件が必要であり、保育の必要量によって更に「保育標準時間」と「保育短時間」に区分します。

◆保育標準時間(最長11時間)

フルタイム就労を想定した利用可能時間

平 日：午前7時30分～午後6時30分(最長)

土曜日：午前7時30分～午後5時(最長)

◆保育短時間(最長8時間)

パートタイム就労を想定した利用可能時間

平 日：午前8時30分～午後4時30分(最長)

土曜日：午前8時30分～午後4時30分(最長)

【マイナンバーの記入について】

申請書にマイナンバーの記入欄があります。

申請書を提出に来られる保護者のマイナンバーを確認させていただきますので、次のいずれかの本人確認書類の提示などご協力をお願いします。

1. 個人カード
2. 通知カードと運転免許証など

入園基準

入園の対象児童は、次の期間に生まれた児童となります。

区 分	対象児童	認定区分
0歳児	令和7年4月2日～令和7年9月30日	3号認定
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	1号認定 又は 2号認定
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	

※0歳児の入園について、年度の途中で「生後6か月児」以上に達したときは、その翌月から入園対象となります。

（例）令和7年11月18日生まれの方⇒令和8年6月1日から入園できます。

【1号認定】

1号認定として入園できるのは、久御山町に居住し、住民登録されている、上表の期間に生まれた幼児です。

※1号認定は、保育の必要性の有無はありません。

【2号・3号認定】

2号・3号認定として入園できるのは、上表の期間に生まれた乳幼児で、久御山町に居住し、住民登録をされており、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にある場合です。

※2号・3号認定は、どの家庭の子どもも無条件に入園できるものではありません。

保育の必要性

①（家庭外労働）

児童の親が家庭の外で仕事をしていることから、その児童の保育ができない場合

…月64時間（1日4時間、週4日以上）以上就労していること

（収入の目安は、40,000円／月以上）

②（家庭内労働）

児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をしていることから、

その児童の保育ができない場合

…月64時間（1日4時間、週4日以上）以上就労していること

（内職の収入の目安は、30,000円／月以上）（その他の収入の目安は、40,000円／月以上）



③（母親の出産）

母親が妊娠中であるか、または出産後間がない場合

…妊娠中及び産後8週間のうち必要と認められる期間（原則は産前産後8週間。それ以外の場合は、診断書等で確認します）

④（疾病等）

病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合

⑤（病人の看護等）

その児童の家庭に、心身に障害のある人や長期にわたる病人の看護のため、親がいつもその児童の保育ができない場合

⑥（災害）

火災や風水害、地震その他の災害の復旧にあたっている場合

⑦（求職活動）

求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っているため、児童の保育ができない場合

…入園日から3か月間を限度として、町が必要と認める期間（毎月、就職活動状況報告書を提出していただきます）

⑧（就学）

就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）により、児童の保育ができない場合

⑨（虐待等）

児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあるときなど、明らかに児童の保育が必要と認められる場合

⑩（育児休業）

育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合 ※転入の場合を含めて、新規での利用は認められません。

以上のような事情により、児童の保育ができない状況をみだしていることが必要です。

※求職活動と育児休業の場合は、保育短時間の認定となります。



入園手続き

【4月入園受付】

- ◇受付期間・・・令和7年11月6日（木）～11月21日（金）
- ◇受付時間・・・午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）
- ◇受付場所・・・子育て支援課（役場1階・2番窓口）
- ※2次募集（令和8年1月23日（金）まで）、3次募集（令和8年3月10日（火）まで）まで受付をしますが、4月一斉入園は、1次募集の方から優先となります。

【途中入園（5月から翌年3月までの入園）を希望の場合】

入園を希望される月の前月10日（厳守）までに、必要書類を添えて子育て支援課へ提出してください。

※入園は、毎月1日です。

※10日が土・日・祝日の場合は、前平日が提出期限となります。

※1号認定から2号認定への移行や、2号認定から1号認定への移行についても、新たに入園となりますので、前月10日（厳守）までに入園申込みが必要です。

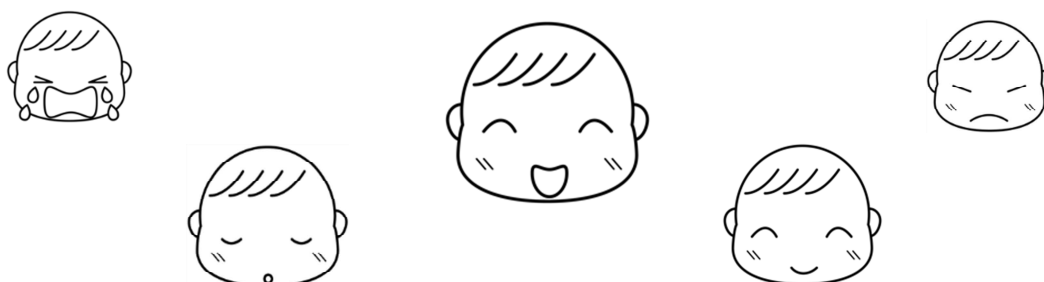
【入園申込に必要な書類】

教育・保育給付認定申請書及び入園申込書等に、必要事項を記入のうえ、必要書類を必ず添付して、役場子育て支援課に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、児童ごとに書類を提出してください。

※必ずボールペンで記入してください。

（１）教育・保育給付認定申請書《共通》

（２）入園申込書《共通》



(3) 保育できない証明書<2号・3号認定のみ>

入園理由・労働形態等	証明書・提出書類	証明書の発行先
①外勤・内勤	就労証明書	勤務先
②内職	就労証明書	供給先
③自営	就労証明書及び確定申告書の写し等 ※児童の保護者が株式会社などの法人の代表者である場合、会社の角印の押印があれば、確定申告書等の写しは不要	事業主
④農業	就労証明書、農業申立書及び確定申告書の写し等	
⑤妊娠・出産	親子(母子)健康手帳の写し(表紙及び出産予定日または出産日の記載頁)	
⑥療養	町指定様式の診断書 療養の申立書	診断書…かかりつけ医
⑦看護	町指定様式の診断書 看護の申立書	診断書…かかりつけ医
⑧災害	罹災証明書	
⑨求職活動	就労誓約書兼申立書、ハローワーク受付票の写し等求職活動をしていることがわかるもの	公共職業安定所(ハローワーク)等
⑩就学	在学証明書等	教育機関等
⑪虐待等	児童相談所等の意見書 公的機関の証明	

※育児休業中の申込みについて

育児休業中は新規の入園資格はありませんが、入園希望月中に復職することが確認できれば、申込みはできます。また入園希望月の翌月以降に育児休業が終了する予定の場合、入園後に入園月中に復職されているか確認させていただく場合があります。

※各種証明書は、3か月以内に発行されたのものに限ります。

(4) 世帯の階層の算定等に必要な書類<該当する方のみ>

令和7年1月1日以前から久御山町にお住まいの方(住民登録がある方)

⇒税の確認書類の提出は必要ありません。

※年末調整(給与所得者)、確定申告、住民税の申告を必ず行ってください。

令和7年1月1日現在に久御山町以外にお住まいの方（住民登録がない方）
⇒令和7年度市町村民税課税証明書または市町村民税納税通知書
※町がマイナンバーを使用し、他市区町村へ照会することを了承いただける場合は必要ありません。

（５）世帯の階層区分の算定に伴う世帯状況申告書《該当する方のみ》
該当する項目を記入し、下記の必要な添付書類と一緒に提出してください。

- ◇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
→手帳の写し
- ◇特別児童扶養手当の該当者は、手当証書の写し
- ◇障害基礎年金の該当者は、年金証書の写し
- ◇幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に
入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、在籍証明書

注１：入園申込児童が２人以上の世帯については、それぞれの証明書は１部で
結構です。

注２：書類の不備や記載漏れの場合は、受付ができませんのでご注意ください。

注３：なお、在籍証明書以外の手当証書や年金証書等は、マイナンバーでの情報照会
に同意いただける場合は、添付の必要はありません。

保育料及び世帯の階層区分の算定方法について

保育料は、令和6年11月より無償化されました。

なお、入園児童が属する世帯の階層区分の算定は、延長保育料の算定等に関わるため、引き続き行います。

【世帯の階層区分の算定】

（１）世帯の階層区分は、父母の市町村民税所得割課税額の合計により算定します。

※祖父母などが入園児童を扶養されている場合などは、その扶養者の課税額も
考慮のうえ世帯の階層区分を算定します。

（２）世帯の階層区分の算定基準（毎年９月が階層区分の切り替え時期となります。）

◇４月～８月分の階層区分⇒令和７年度市町村民税所得割課税額により決定

◇９月～３月分の階層区分⇒令和８年度市町村民税所得割課税額により決定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和7年度）の 市町村民税額に基づく階層区分 （4月～8月）						当年度（令和8年度）の 市町村民税額に基づく階層区分 （9月～3月）					

※世帯の階層区分の算定のため、児童の属する世帯の課税台帳などを確認しますので、申込書に承諾（署名）をお願いします。

- ◇修正申告等で税額変更になった場合は、子育て支援課に資料を提出してください。
- ◇結婚や離婚など世帯の構成が変わった場合、障害者手帳の取得や特別児童扶養手当の受給開始等があった場合や、勤務時間や保育の必要な事由等の変更により利用区分が変わる場合は、子育て支援課に資料を提出してください。翌月から階層区分が変更になる場合があります。
- ◇税資料が未提出の場合は、最高階層にて決定する場合があります。

開園時間及び保育・教育時間

【開園時間】

- ◇平 日：午前7時30分～午後7時
- ◇土曜日：午前7時30分～午後5時



【基本保育・教育時間】

- ◇1号認定：平 日・・・午前8時45分～午後2時
- ◇2号・3号認定：平 日・・・午前8時30分～午後4時30分
- 土曜日・・・午前8時30分～正午

【保育・教育提供時間】

- ◇教育標準時間・・・午前8時45分～午後2時
- ◇保育標準時間・・・午前7時30分～午後6時30分（最長）
- ◇保育短時間・・・午前8時30分～午後4時30分（最長）

預かり保育（1号認定利用者向け）

基本教育時間終了後、希望する在園児を対象に、保護者の子育てを支援することを目的として預かり保育事業を実施しています。

- ◇預かり保育時間・・・教育課程に係る時間終了～午後4時30分
- ◇利 用 料・・・1回につき、利用料200円＋おやつ代80円
（※給食が必要な場合は＋220円）
- ◇利 用 申 込・・・利用を希望される保護者は、利用しようとする月の前月の20日までに、申込みしてください。

延長保育（2号・3号認定利用者向け）

町独自の措置として保育時間の延長を実施しています。
基本保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

開園時間の範囲内で、延長保育を実施します。

保育提供時間を超えて、延長保育を利用する場合は、30分100円の利用者負担が必要となります。

※ 延長保育を希望される場合は、別途申込みが必要であり、審査を行います。

※ 勤務時間及び受入態勢などの理由により承諾できないことがあります。

※ 保育時間は、園の事情で一部変更することがあります。

【延長保育料の納付方法】

（１）口座振替

延長保育料の納付は、原則、口座振替でお願いします。

口座振替の手続き方法は、『口座振替納付依頼書』に必要事項を記入のうえ、直接取扱い希望の金融機関（下記の金融機関のみ）の窓口へ提出してください。

毎月末（金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。）に指定の口座から引き落とされます。なお、手続きに時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

口座振替取扱金融機関等

【銀行】 京都、りそな、三井住友、みずほ、関西みらい、南都

【信用金庫】 京都、京都中央

【農業協同組合】 京都やましろ

【ゆうちょ銀行・郵便局】

◇ペイジー口座振替受付サービス

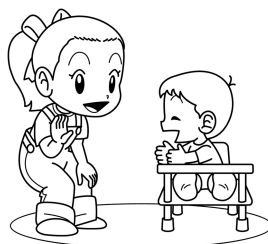
子育て支援課にキャッシュカードをお持ちいただくと、口座振替登録ができます。届出印も不要です。

利用できる金融機関・・・京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合

※クレジット機能が付いているものなど、一部ご利用できないキャッシュカードがあります。

（２）納付書による振込

上記金融機関の口座をお持ちでない方や都合により口座振替ができない場合は、延長保育料の納付書を送付しますので、納付期限までに、納付書裏面記載の金融機関等の窓口にて納付いただくか、スマホアプリによるバーコード決済にて納付してください。



令和8年度教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分表

各月初日の教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分	
階層区分	定 義
第 1	生活保護世帯
第 2	市町村民税非課税世帯
第 3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満
第 4	市町村民税所得割課税額 77,101円未満
	市町村民税所得割課税額 97,000円未満
第 5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満
第 6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満
第 7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満
第 8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上

※年齢の計算については、年度の初日の前の日を基準日とします。

☆ 延長保育料の軽減について

第1階層及び第2階層のひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等については、延長保育料は無料となります。



【お問い合わせ先】
久御山町 民生部 子育て支援課 子育て支援係
電話：075-631-9904
0774-45-3905

ならし保育

はじめて集団生活を経験することになりますので、入園児童の体調等に配慮し、最初の7日間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）は、ならし保育期間とします。

休園日



【1号認定】

休園日・・・土曜日・日曜日・祝日
夏季休業日・・・ 7月21日～8月31日
冬季休業日・・・12月24日～1月6日
春季休業日・・・ 3月25日～4月5日

ただし、祝日等の関係により
変更になる場合があります。

【2号・3号認定】

休園日・・・日曜日・祝日
年末年始・・・12月29日～1月4日

【共通事項】

振替休日および伝染病、風水害、特別警報、暴風警報発令時など、その他必要と認めたときは、休園することがあります。

また、行事等の午後は休園となる場合があります。

給食



こども園では、すべての園児に給食を提供します。

好き嫌いなく何でも食べられるように、また楽しい雰囲気の中でよい食事習慣が身に付くようにと栄養量や切り方等を年齢にあわせて配慮し、多くの食材を取り入れた献立を栄養士が作成します。

給食費は、令和7年4月より無償化されました。

◇献立・・・毎月、園を通じてお知らせします。

◇食物アレルギー対応・・・診断書、指示書を提出してください。

一部の食材については除去します。

除去食対応できない場合は、代替食を持参していただきます。

◇育児用ミルク・・・「明治 ほほえみ」を提供しています。乳アレルギーがある場合は、「森永 ニューMA-1」を提供します。

【給食調理場所】

給食調理場所一覧

施設名	区分	調理場所
みまきこども園	0歳児～5歳児	自園
さやまこども園	0歳児～5歳児	自園
とうずみこども園	3歳児～5歳児（※）	東角小学校給食室
	0歳児～2歳児	自園

※とうずみこども園の3歳児～5歳児は、小学校給食室から搬送します。

実費徴収

延長保育料・給食費の他に、保護者にご負担いただくものとして、次のものがあります。

(参考)

- ◇用品代・・・氏名印（250 円）、お便り袋（250 円）、
出席ノート（430 円程度）、カラー帽子（1,000 円）
- ◇教材・保育材料代・・・粘土（500 円）、粘土ケース（352 円）、
クレパス（880 円）、はさみ（540 円）、
道具箱（720 円）
- ◇体操服代・・・半袖（2,170 円）、長袖（2,610 円～2,950 円）、
パンツ（2,170 円）
- ◇修了アルバム代（5歳児のみ）・・・9,350 円

※物価の変更等により金額が変わる場合がありますのでご了承ください。（購入いただく用品等は年齢によって異なります。）

上記の他、園外保育利用料等についてご負担いただくことがあります。徴収額は年齢等によって異なります。

※別途、保護者会等からの費用徴収があります。



入園前準備物

入園前の準備物として、次の物をご準備いただきます。

- ◇お着替え・絵本袋、コップ、コップ袋、箸、箸箱、タオル、布団、布団袋、
通園かばん、上靴、上靴袋、帽子

※準備物は年齢等により異なります。

詳しくは、園を通じてお知らせします。



申込・入園後の注意事項



【共通の注意事項】

◇定数以上の申込みがある場合は、選考基準表により選考します。

◇こども園への入園判定については、

- ・入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
- ・希望者が多数のため希望する園へ入園できない場合
- ・入園できる基準の該当事由などにより保育の利用期間の希望に添えない場合
などがありますので、あらかじめご承知ください。

◇入園承諾書または保留通知書は、前月20日前後に送付します。

翌月以降の審査を希望されない場合は「入園申込取下げ書」を提出してください。

◇入園枠がある場合でも、園の体制などの理由により入園できないことがあります。

◇入園決定後であっても、入園要件を満たさなくなった場合や、2号・3号認定については証明内容と異なる状態であって「保育の必要性がない」と判断された場合は、入園決定の取消し若しくは利用解除（退園）となります。

◇こども園における3歳以上の子どもの教育・保育時間における学級編制については、1号認定・2号認定を区別せず一体的に行うことを基本としています。

◇入園状況に応じて、年度途中でもクラス替えを行うことがあります。

◇原則、年度途中の転園はできません。4月に転園していただくことは可能ですが、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

◇久御山町では、隣接する小学校とこども園の連携を進め、円滑な就学に向けての取り組みを各小学校区ごとに行っていますので、校区外のこども園に通園されている方は、なるべく校区のこども園へ転園していただきますようお願いします。

◇児童の送迎は保護者で責任をもって行ってください。

【2号・3号認定の注意事項】



◇保育が必要な事由が「就労」の場合、月64時間以上就労していることが条件です。
また、収入の目安は、月40,000円（内職は月30,000円）以上となります。

◇入園承諾は、小学校就学始期に達するまでで保育の利用を必要とする期間までです。
就労証明書等の書類は、毎年提出いただきます。

◇勤務状態の確認のため、証明先に調査を行うことがあります。必要に応じ、個別に就労証明書や、勤務実績の報告書類の提出を求める場合があります。

◇次のような場合は、子育て支援課に連絡してください。保育を必要とする理由等が変更になっているにも関わらず、連絡がない場合には、利用できなくなったり、保育に要した費用の全部又は一部について、返還を求めることがありますので、ご注意ください。

1 保育を必要とする事由が変更となったとき

（例）

- ・産前産後休業を取得したとき ・・・ 親子(母子)健康手帳の写し等を提出
 - ・育児休業を取得したとき
 - ・求職中だったが、就労しはじめたとき
 - ・退職し、求職活動をはじめたとき ・・・ 就労誓約書兼申立書等を提出
- } 就労証明書等を提出

2 勤務先や勤務時間が変更となったとき・・・ 就労証明書等を提出

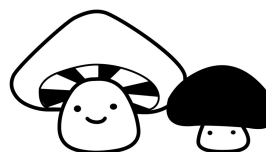
3 住所・氏名が変更となったとき

4 保育の必要性がなくなったとき

◇保育の必要量が変更となり、延長保育を利用する場合などは、速やかに教育・保育給付認定変更申請書及び延長保育利用申請書等を子育て支援課又はこども園に提出してください。

原則、毎月10日までに提出、翌月1日から利用開始となります。

申請が遅れた場合、希望日から変更できない可能性があります。



久御山町認定こども園新規入園優先項目表（１号認定）

順位	優先項目
１	小学校校区内に居住している児童
２	２か所送迎となる／なっている児童
３	兄弟姉妹が入園している児童
４	上記以外の児童

（備考）

- ・同一優先項目に係る児童の選考方法は抽選により決定します。
- ・募集定員に達しなかった場合は、受付期間終了後、先着順により決定します。
- ・１号認定の転園については、新規入園扱いとなります。

久御山町認定こども園新規入園選考基準表（２号認定・３号認定）

	類型		保護者等の状況	基本指数 (父)	基本指数 (母)
1	居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)		月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上の就労 (変則勤務等による場合、月 160 時間以上)	20	20
			月 16 日以上かつ 1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労 (変則勤務等による場合、月 112 時間以上 160 時間未満)	18	18
			月 16 日以上かつ 1 日 4 時間以上 7 時間未満の就労 (変則勤務等による場合、月 64 時間以上 112 時間未満)	14	14
			上記以外で月 64 時間以上の就労	12	12
2	居宅内労働 (内勤・居宅内 自営)		月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上の就労	18	18
			月 16 日以上かつ 1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労	16	16
			月 16 日以上かつ 1 日 4 時間以上 7 時間未満の就労	12	12
			上記以外で月 64 時間以上の就労	10	10
	居宅内労働 (内職)	内職従事者	9	9	
3	農業	中心者	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上の就労	18	18
			月 16 日以上かつ 1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労	16	16
			月 16 日以上かつ 1 日 4 時間以上 7 時間未満の就労	12	12
			上記以外で月 64 時間以上の就労	10	10
		協力者	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上の就労	17	17
			月 16 日以上かつ 1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労	15	15
			月 16 日以上かつ 1 日 4 時間以上 7 時間未満の就労	11	11
			上記以外で月 64 時間以上の就労	9	9

4	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない（原則、産前産後 8 週間）	—	17
5	疾病・障害等	入院又は常時病臥（概ね 1 か月以上を要する場合）	20	20
		通院加療を行い、安静を要するなど保育が困難と認められるとき（週 4 日以上）	18	18
		身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級	20	20
		身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 判定、精神障害者保健福祉手帳 2 級	16	16
		身体障害者手帳 4 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級	12	12
		上記以外で障害又は疾病により、保育が困難と認められるとき	10	10
6	介護・看護	常時付き添いによる通院、重度心身障害者（児）の介護（週 5 日以上）	20	20
		病人や障害者（児）の介護、入院・通院などに付添うため、保育が困難と認められるとき（週 4 日以上）	18	18
		上記以外で病人や障害者（児）の介護、入院・通院などに付添うため、保育が困難と認められるとき	10	10
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている	20	20
8	求職中	求職中である	7	7
9	就学	月 20 日以上日中 7 時間以上の就学（学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設）を常態としている	16	16
		月 16 日以上日中 4 時間以上の就学（学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設）を常態としている	14	14
		上記以外で月 64 時間以上の就学	10	10
10	その他	死亡・行方不明・拘禁・離婚・別居・未婚	20	20
		虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合	20～40	
		保護者、世帯又は申込児童の状況から特に保育が必要であると認めるもの	20～40	

久御山町認定こども園新規入園調整指数表（2号認定・3号認定）

	類型	世帯の状況	調整指数
1	世帯の状況	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯	+15
		生活保護受給世帯	+3
		単身赴任の場合（京都府外に限る）	+2
		申請児童の扶養者が失業中により、就労の必要性が高い場合（失業時より 3 カ月未満に限る）	+4
		育児休業法に伴う育児休業明けの場合	+7
2	本人	療育教室への通室等、特別児童扶養手当の受給、療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	+4
		親子教室への通室等、健康上・発達上等において配慮を必要とする場合	+2
		転入予定で、転入前の市町村において申請児童が認定こども園（保育認定に限る）・保育所に入園所している場合	+5

		申請児童が認定こども園（教育認定に限る）に入園していた場合（同一施設に限る）	+ 6
3	兄弟姉妹の状況	入園希望児童が多胎児の場合	+ 3
		兄弟姉妹が認定こども園（保育認定に限る）・保育所に入園所中又は同時に申込をしている場合 （本人を除く一人につき）	+ 2
		兄弟姉妹が認定こども園（教育認定に限る）・幼稚園に入園中又は同時に申込をしている場合 （本人を除く一人につき）	+ 1
		小学校 3 年生までの児童が 3 人以上いる世帯	+ 1
		兄弟姉妹に認定こども園（保育認定に限る）・保育所の利用がない未就学児がいる場合（認定こども園（保育認定に限る）・保育所への入園所が不可能な月齢である場合及び看護・介護の対象児童である場合を除く）	- 7
4	保育の代替手段	65 歳未満の保育可能な親族が同居している場合	- 4
		一時保育事業の過去 3 か月平均月 5 日以上の実績がある	+ 8
5	その他	保護者のいずれかが保育士として、京都府内の認可保育施設等で勤務、又は勤務予定	+ 9
		保育料等を正当な理由なく 3 か月以上滞納している世帯（卒園所児に係るものを含む）	- 10
		正当な理由なく入園決定を辞退したことがある（同一年度内の入園申込に限る）	- 7

久御山町認定こども園新規入園優先項目表（2 号認定・3 号認定）

順位	優先項目
1	虐待・DVのおそれがある世帯、特別な支援を要する児童・家庭、ひとり親家庭世帯、生活保護世帯の順
2	一時保育や認可外施設等を利用し、既に就労開始
3	入園保留期間が長い
4	兄弟姉妹が入園している
5	申請児童が認定こども園（教育認定に限る）に入園していた場合（同一施設に限る）
6	基本指数の高い世帯
7	調整指数の高い世帯
8	災害復旧、疾病・障害、妊娠・出産、居宅外労働、農業、介護・看護、居宅内労働、就学、内職、求職中の順
9	養育している就学前児童の人数が多い世帯
10	同居の親族がない

（備考）

- ・ 2 号認定・3 号認定の転園児は、新規入園児よりも優先します。
- ・ 保護者毎の基本指数の合計に調整指数を加減算し、点数の高い順に入園（利用）決定します。
- ・ 優先項目表（2 号認定・3 号認定）における同一優先項目に係る児童の選考については、同表を考慮し決定します。
- ・ 点数が高い場合であっても、申請者数や施設の状況により希望された施設を利用できないことがあります。
- ・ 適正な指数を算出するために、記載事項や提出書類に不備がないように気をつけてください。

- ・基準表の「10 その他」の20～40の指数、総合的に判定を要する場合等必要に応じ選考委員会を設置し決定します。

（民生部長・子育て支援課長・子育て支援課長補佐・子育て支援係長・子育て支援担当職員・こども園長・その他必要があると認められる者により構成します。）

久御山町認定こども園転園優先項目表（2号認定・3号認定）

順位	優先項目
1	小学校校区内に居住している児童
2	2か所送迎となる／なっている児童
3	上記以外の児童

（備考）

- ・転園希望者のうち同一優先項目に係る児童の選考については、基本指数及び調整指数の合計指数（優先項目）が高い順に決定します。
- ・転園は毎年、4月1日に限ります。

1日の生活の流れ（月曜日～金曜日）

時 刻	1号認定・2号認定	3号認定
7:30 ～ 8:30	早朝保育（2号認定）	早朝保育
8:30 8:45(1号) ～ 9:00	登園	登園
9:00 ～ 11:30	保育・教育時間	保育時間
11:30 ～ 12:30	給食	年齢に応じた食事時間 （給食）
12:30 ～ 14:00	くつろぎの時間 （午睡・休憩・室内あそびなど） 降園（1号認定）	午 睡
15:00	預かり保育(有料)（1号認定）（～16:30）	
15:00 ～ 15:30	おやつ	おやつ
15:30 ～ 16:30	あそび 片付け・降園	あそび 片付け・降園
16:30 ～ 18:30	延長保育（2号認定） 	延長保育
18:30 ～ 19:00		

※給食時間等、年齢により異なります。

※保育標準時間・保育短時間によって利用可能時間が異なります。

※土曜日の開園時間は、7：30～17:00 までです。

年間行事予定表

月	行 事	保護者参観行事
4月		入園式・クラス懇談会
5月	春の遠足（3・4・5歳児） こどもの日の集い、交通教室（3・4・5歳児）	家庭訪問（希望者のみ）
6月	虫歯予防の集い（歯みがき指導） プール開き	給食参観（動画配信）
7月	七夕の集い	個人懇談 
8月		
9月	お月見の集い	祖父母参観（5歳児）
10月	秋の遠足（3・4・5歳児）	運動会
11月	絵画展	
12月	もちつき・クリスマス会 	個人懇談会（希望者のみ）
1月		保育参観（0・1・2歳児）
2月	豆まき	生活発表会（3・4・5歳児）
3月	ひなまつり、園外保育（2歳児） お別れ会	修了証書授与式（5歳児）
毎月	誕生会、避難訓練、身体測定（身長・体重）	

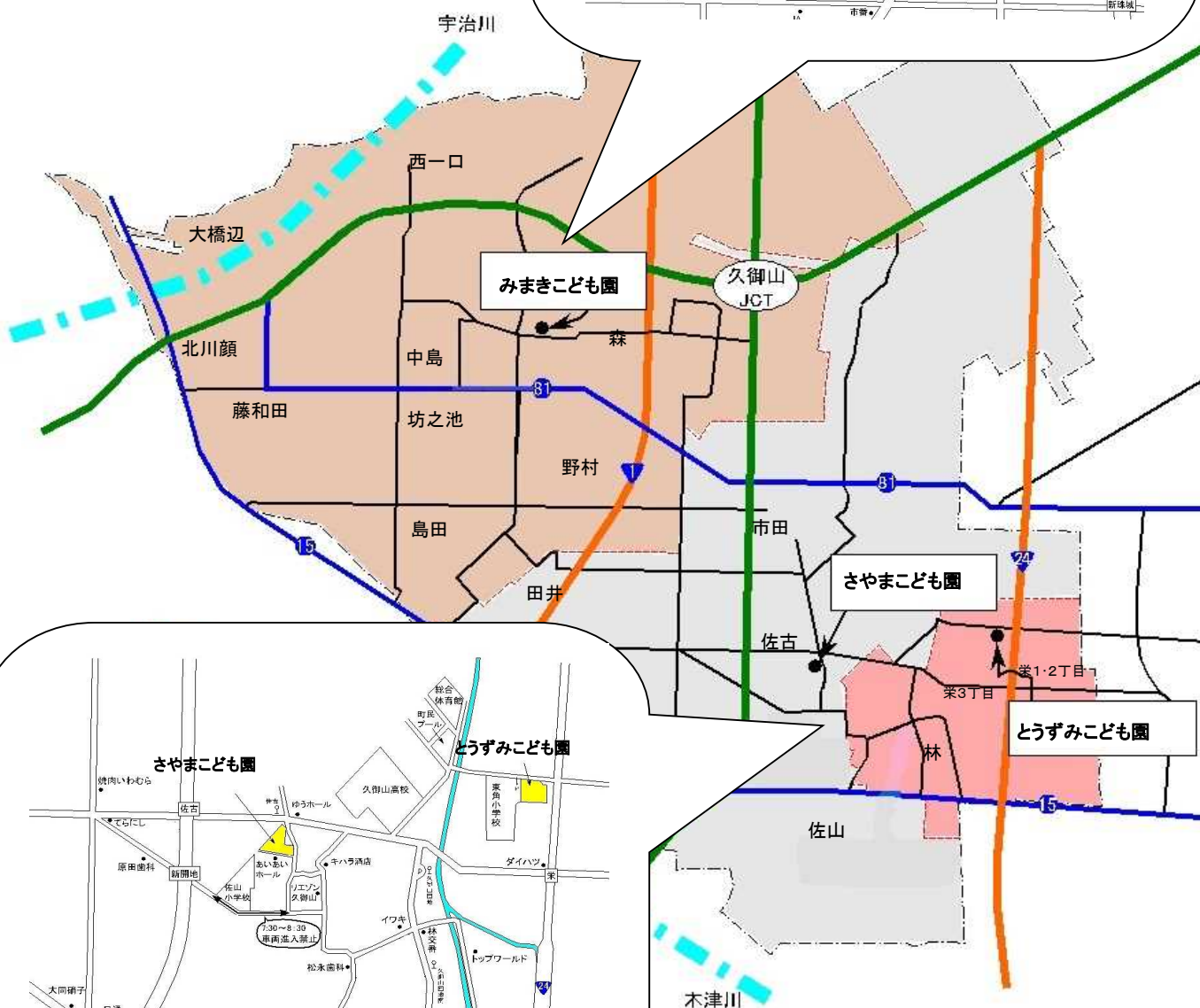
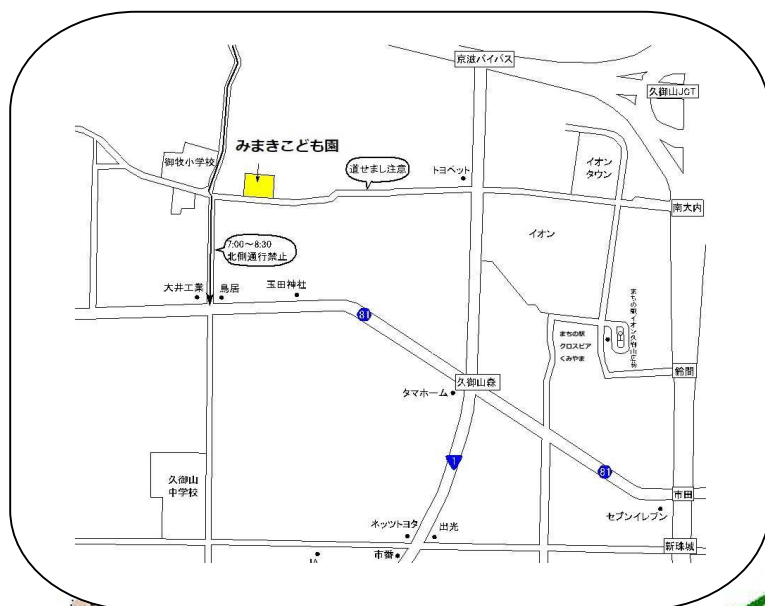
※総合避難訓練、内科検診、歯科検診が年2回あります。

※検尿検査が年1回あります。

※年齢により、対象行事が異なります。

※行事の実施時期、内容等変更する場合があります。（別途、園からお知らせします。）

町立こども園位置図



こども園では子育て支援事業として次の事業を行っています。



《一時保育》

求職活動や通院、保護者の心身負担増など、家庭での保育が困難となったお子さんを半日、もしくは一日単位でお預かりする事業です。

◇対 象・・・町内在住の満6か月から就学前の乳幼児

◇保育時間・・・午前8時30分～午後4時30分

全日か半日（午前・午後）が選べます。

◇料 金・・・0～2歳（全日） 0円 （半日） 0円

3～5歳（全日）2,000円 （半日）1,000円

◇定 員・・・各園1日3名以内

※ 事前に各園で面接を受けていただきます。

利用日数、休園日などその他利用方法につきましては、各園までお問い合わせください。

※ 原則、お住まいの校区の園をご利用ください。



受入施設名	電話番号	受入対象年齢
みまきこども園	075-631-4531	0歳児～5歳児
さやまこども園	0774-43-8644	0歳児～5歳児
とうずみこども園	0774-44-4966	0歳児～5歳児



《園庭開放》

子どもたちが、安全な場所で友だちと一緒に元気に遊んでもらおうと、各園において園庭開放を実施しています。

◇実施日・・・5月以降の毎週火曜日（午後2時～午後3時）

◇対 象・・・1号認定のお子さんとその保護者

（こども園に通園していない町内在住の乳幼児とその保護者も利用できます。）

※必ず保護者同伴で参加し、お父さん・お母さんも一緒に遊びましょう。

※開放場所は園庭のみです。その他注意事項等詳しくは、園からお知らせします。

※感染症拡大防止対策として、園庭開放を中止する場合があります。来園の際は、あらかじめ園にお問い合わせください。

《病児・病後児保育》

町内に在住する保護者の子育てと就労との両立を支援することを目的として、京都岡本記念病院内の「ひまわり保育園」において病児・病後児保育事業を行っています。

◇運営主体・・・京都岡本記念病院（久御山町の委託）

◇所在地・・・久御山町佐山西ノ口 100 番地

◇名称・・・ひまわり保育園

◇対象児童・・・（１）町内に居住する就学前の児童であること。

（２）病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない状態であること。

（３）仕事の都合等で家庭での保育ができない状態であること。

以上のすべての要件に該当している児童

☆病気は治りかけているが通園が困難な場合、病後児保育としても利用できます☆

◇保育時間・・・平日は午前８時から午後６時まで（土曜は正午まで）

◇休日・・・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

◇定員・・・3名以内

◇日額・・・2,000 円（食事代含む）

※ただし、生活保護世帯は不要です。

◇利用方法・・・①「ひまわり保育園」に希望される利用期間に空きがあるか電話で確認してください。

②利用できる場合は、京都岡本記念病院を受診し、医師の利用承諾を受けてください。（記録票の医師記入欄に記入してもらってください。）

③利用申請書、記録票（医師の利用承諾を受けたもの）を「ひまわり保育園」へ提出してください。



☆こども園への登園復帰については、医師の指示に従ってください☆

【問い合わせ】月～金：午前7時30分～午後6時 土：午前7時30分～正午

京都岡本記念病院（Tel0774-48-5593）

《ファミリーサポート制度》 ※事前に会員登録が必要です。



こども園の時間外の利用など一時的に預けたい場合に、幅広く利用していただけます。

◇対 象・・・満3か月～12歳

◇基本利用時間・・・午前8時～午後8時

◇料 金・・・1人1時間あたり平日700円、土日祝日800円
(兄弟姉妹が同時に利用の場合、2人目から半額になります。)

詳しくは、

子育て支援センター「あいあいホール」



(Tel0774-41-2263)

までお問い合わせください。

《すこやか養育相談》

子育てについてのいろいろな相談を、各園で受け付けています。
お気軽にご利用ください。

◇電話での相談・・・毎週木曜日 (午前11時～午後4時)

◇面接での相談・・・毎月第3木曜日 (午後1時～午後4時)

※電話で確認してからお越しください。

※こども園に通園していない方もご相談可能です。

《未就園児あそびの日》

町内に居住する未就園児のお子さんと保護者が気軽に集まって一緒に遊びながら、コミュニケーションを図る場として「未就園児あそびの日」を実施しています。

◇場 所・・・みまきこども園・さやまこども園・とうずみこども園

◇実施日・・・月1回 午前10時～午前11時

※詳しい日程は、町ホームページや広報でお知らせしています。

◇対 象・・・町内に居住する「久御山町立こども園」に通園していない0歳児～5歳児とその保護者

※事前の申込みは不要ですので、直接お越しください。

※校区は限定しておりませんので、ご自由に参加ください。

※動きやすい服装でお越しください。

※水筒、着替えを持参してください。